

次世代 EDINET タクソノミ (案)
コメントの概要及び金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	平成 24 年 10 月 4 日付で公表された次世代 EDINET タクソノミ (案) 第二版の「コメントの概要及び金融庁の考え方」の番号 1 に、「次世代 EDINET では、開示書類等提出者等が提出書類のうち、XBRL データの誤り等、訂正を必要とするものを発見した場合は、訂正報告書等の提出が必要」と記載されている。当該訂正報告書等の提出開始時期は、次世代 EDINET 稼働直後ではなく、次世代 EDINET タクソノミを利用した開示書類等の提出開始以降という理解で間違いはないか。	御理解のとおりです。
2	平成 24 年 10 月 4 日付で公表された「次世代 EDINET タクソノミ (案) 第二版の公表及び提出者向け事前チェックテストの実施について」の「コメントの概要及び金融庁の考え方」の 2. で、有価証券報告書等の適用開始時期の例が提示されているが、有価証券届出書においても、同一の財務諸表については、同一の EDINET タクソノミが適用されるようにしていただきたい。	財務諸表を含む有価証券届出書については、平成 25 年 12 月 31 日以後に終了する事業年度を直近事業年度とする財務諸表等を掲げる書類から次世代 EDINET タクソノミを適用する案とします。修正後の案については、「次世代 EDINET タクソノミ (案) 第四版の概要」の「4. 次世代 EDINET タクソノミ適用開始時期の具体案」を参照してください。